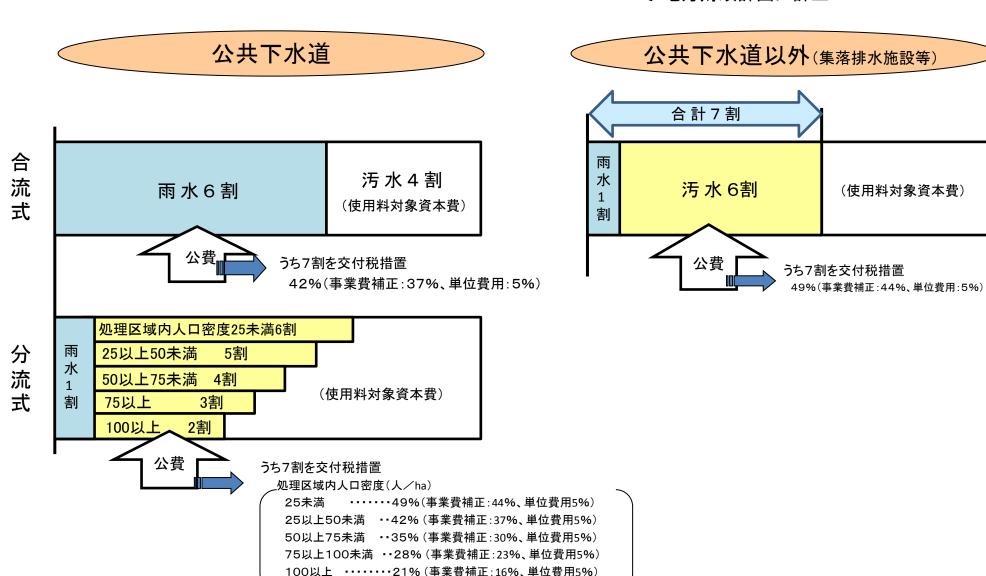
①下水道財政のスキームについて(論点の整理)

- 通常の下水道事業債と公害防止事業債との間で、財政措置のあり方が分かれていることの合理性をどのように考えるか。〔資料2-6〕
 - ※「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく 財政措置が平成23年に10年間延長されていることに留意が必要。

下水道事業に対する地方財政措置の概要(建設改良費)

公費部分について公営企業繰出金として 地方財政計画に計上



平成25年度の繰入金の状況(元利償還・維持管理等別)

	元利償還に係る繰入 *1	維持管理等に係る繰入 *2	合 計
公共下水道 特定環境保全公共下水道 集落排水*3 浄化槽*4	14,243	2,641	16,884
都道府県(流域下水道)等 *5	886	151	1,037
合 計	15,129	2,792	17,921

^{*1} 雨水処理費に要する経費(用地に係る企業債元金償還金)、分流式下水道等に要する経費(用地に係る企業債元金償還金)、雨水処理に要する経費(資本費)、分流式下水 道等に要する経費(資本費の一部)、流域下水道の建設に要する経費(元利償還金)、特別措置分(元利償還金)及び高資本費対策経費等

^{*2} 雨水処理に要する経費(維持管理費)、水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当に要する経費、高度処理費(維持管理費) 法適用に要する経費(非適のみ)、他会計繰入金及びその他の繰入金(1,236億)

^{*3} 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

^{*4} 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

^{*5} 特定公共下水道を含む。

平成25年度の資本費に係る繰入金の状況(事業別・人口密度区分別)

					Н	25 決算					(単位: 18円)
		元利償還金	資本費に係る								(参考)
		*2	繰入額		分流式下水	道等に要する経費	等		[集 債等分等 対する縛	元利償還金に	条例上の 使用料平均*4
				雨水処理費 のうち資本費分		分流式下水道等 に要する経費	その他の資本費 に係る繰入金・借 入金	高資本費 対策経費		対する繰入額の 割合	(円/20㎡・月)
		Α	В	B ₁	B ₂	B ₃	B ₄	B_5	B ₆	C=B/A	
	東京都	2,047	1,559	1,019	516	0	516	0	23	76.1%	1,974
	100人/ha以上 (東京都除く)	2,841	1,476	1,077	226	44	182	0	174	52.0%	1,751
公共下	100~75人/ha	3,432	1,789	1,230	361	151	210	0	198	52.1%	1,883
- 水 道	75~50人/ha	4,030	2,285	655	1,199	768	431	27	404	56.7%	2,224
	50~25人/ha	5,713	3,952	543	2,455	1,642	813	335	619	69.2%	2,789
	25人/ha未満	819	716	25	496	315	181	103	91	87.4%	3,065
特環	、集排、浄化槽 *5	2,725	2,466	17	1,869	1,332	537	292	289	90.5%	3,069
合計	*1	21,607	14,243	4,567	7,123	4,252	2,870	758	1,796	65.9%	2,931

^{*1} 流域下水道及び特定公共下水道を除く

^{*2} 起債の元利償還金 (資本費平準化債収入分、借換債収入分は含まれていない。)

^{*3 「}特別措置分」、「高度処理に要する経費」、「普及特別対策に要する経費」、「緊急下水道整備特定事業等に要する経費」、「流域下水道の建設に要する経費」、「その他(広域化・共同化に要する経費等)」を含む

^{*4} 条例上の使用料平均(20㎡・月)とは、各事業の一般家庭における20㎡あたりの使用料を単純平均して算定した値

^{*5} 特環とは特定環境保全公共下水道、集排とは農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設、浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

公害防止計画制度・公害防止事業債の概要

公害防止計画とは

公害の著しい地域について、公害防止に関する 施策を総合的かつ計画的に実施するため、都 道府県知事が策定する地域計画。(環境基本法)

公害防止計画制度の改正

H22年12月 中央環境審議会意見具申「今後の 公害防止計画制度の在り方について」

H23年3月 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(公害財特法)の有効期限を10年延長

H23年8月 地域の自主性及び自立性を高める ための第2次一括法の一部施行に伴い、

- ①環境大臣による策定指示を廃止
- ②公害防止計画のうち公害防止対策事業計画以外の部分に係る環境大臣同意を廃止

公害防止対策事業計画

- ■公害防止計画の一部を構成する、公害財特 法に基づく計画
- ■都道府県知事が公害財特法に基づく財政上の 特別措置を受けようとする場合には、公害防止 対策事業計画の環境大臣同意を求めて協議
- ■対象事業は、①下水道の設置又は改築、②しゅんせつ等、③農用地における客土等、④ダイオキシン類土壌汚染対策

公害防止対策事業計画の同意

- ▶ 30地域(24都府県)において策定されていた公害防止計画は H22年度末に終了。
- ▶ 制度の改正後、引き続き公害防止計画が作成された21地域 (18都府県)の公害防止対策事業計画について、H24年3月 に環境大臣の同意を行った。



公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の概要

1 目 的

公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業等に対し、財政上の特別措置を講ずることにより、公害防止事業主体である地方公共団体の負担を軽減し、以て、公共用水域の水質保全等、公害の防止を図る。

2 適用地域

都道府県知事が作成した公害防止対策事業計画の対象となる全国21地域 (18都府県121市区町(10特別区106市5町))(平成26年3月3日現在)

3 対象事業

(1)環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画(以下「同意公害防止対策事業計画」という。)に基づく公害防止対策事業(次に掲げるもの)

- ① 下水道(特定公共下水道、都市下水路、終末処理場)設置又は改築
- ② 河川、湖沼、港湾等のしゅんせつ、導水等
- ③ 農用地、農業用施設の客土、施設改築等土地改良事業
- 4 ダイオキシン類による土壌汚染の防止、除去等

(2) 同意公害防止対策事業計画が定められていない地域で実施される公害防止対策事業(上記①を除く)で、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定したもの

4 財政上の特別措置

- (1)国庫補助負担率のかさ上げ
- (2)起債の特例(河川、港湾等におけるしゅんせつ事業等を適債とする)
- (3)地方交付税措置(公害防止対策事業債の元利償還金の50%が対象)

5 公害財特法延長経緯

昭和46年5月 公害財特法制定

昭和56年3月 10年間延長改正

平成 3年3月 10年間延長改正

平成13年3月 10年間延長改正

平成23年3月 10年間延長改正(平成33年3月まで)

公害防止対策事業に係る財政措置(下水道事業)

事業区分	事業の	細区分	国庫補助	平成26年度地方債 充当率(「地方債充当率 (総務省告示)」による)	基準財政需要額への算入率		への算入率
	特定公共	 大 水道	1/3 → 1/2		44%	→	44%
0 # = 4.94		終末処理場	55/100 → 55/100	100%	16~44%(公共下水道) 44%(流域下水道、 特定環境保全	→	元利償還金の50%を
下水道 公共下水道 下水道	その他	50/100 → 50/100					
	流域下水道	終末処理場	2/3 → 2/3		公共下水道)	7	基準財政需要額に算入
	派 以下小坦	その他	50/100 → 50/100		加えて、単位費用分5%算入		

			公害防	止対策	事業等
地域名	公害防止対策事業計画の対象とする地域	計画 期間	下水道	しゅん せつ等	農用 地客 土等
鹿嶋地域(茨城県)	鹿嶋市 神栖市	10年	0	_	_
埼玉地域(埼玉県)	さいたま市 熊谷市 川口市 行田市 所沢市 春日部市 狭山市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 八潮市 蓮田市 坂戸市鶴ヶ島市 伊奈町	10年	0	0	_
千葉地域(千葉県)	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 野田市成田市 佐倉市 習志野市 柏市 市原市流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 君津市 四街道市 印西市 白井市	5年	0	0	_
東京地域(東京都)	中央区 港区 墨田区 江東区 品川区 大田区 世田谷区 北区 板橋区 足立区 八王子市 町田市	10年	0	0	_
神奈川地域(神奈川県)	横浜市 川崎市 横須賀市	5年	0	_	
新潟地域(新潟県)	新潟市	10年	0	_	
岐阜地域(岐阜県)	岐阜市 各務原市	10年	0	_	_
富士地域(静岡県)	富士市	7年	_	0	
愛知地域(愛知県)	名古屋市 豊橋市 岡崎市 碧南市 安城市 小牧市	10年	0	0	_
京都地域(京都府)	京都市 宇治市 向日市 長岡京市 大山崎町	10年	0	_	_
大阪地域(大阪府)	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋 川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市藤井寺市 東大阪市 四條畷市 交野市 大阪狭山市 忠岡町	10年	0	0	_
兵庫地域(兵庫県)	神戸市 尼崎市 西宮市 伊丹市 加古川市宝塚市 川西市	10年	0	_	_
奈良地域(奈良県)	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 生駒市 王寺町	10年	0	_	_
和歌山地域(和歌山県)	和歌山市	10年	0	0	_
岡山・倉敷地域(岡山県)	岡山市 倉敷市 玉野市 早島町	10年	0	_	_
備後地域(岡山県·広島県)	福山市 笠岡市	10年	0	_	_
広島地域(広島県)	広島市	10年	0	_	_
香川地域(香川県)	坂出市	10年	0	_	_
福岡地域(福岡県)	福岡市	10年	0	_	_
北九州地域(福岡県)	北九州市	10年	0	0	
大牟田地域(福岡県)	大牟田市	10年	0	_	0
	21地域 18都府県 121市町村 (106市5町10特別区) (ピーク時は48地域、469市町村(昭和51年 度、当時は公害防止計画))		20地域	8地域	
	度、当時は公害防止計画))				<u>_</u>

6

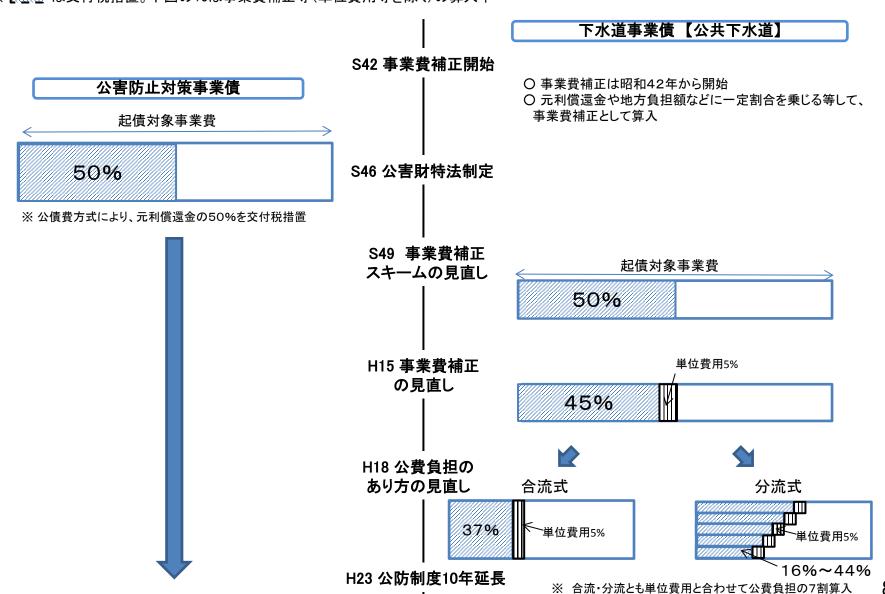
<u>〇下水道事業債における繰出基準及び交付税措置の概要</u>

		通常の下水道事業債	公害防止事業債
元利償還金	繰出基準	 〔共通〕 雨水処理費 + 分流式下水道(汚水)の一部(収入でまた ※地方団体の実際の繰出基準のパターン ①雨水のみ ②雨水+分流式(汚水)×2~6割 ③雨水+分流式(汚水)のうち料金(3,000円/20㎡以上)で回収できない 	
への措置	交付税措置	「合流式 42% (事業費補正37%、単位費用5%) 分流式·集排·浄化槽 21%~49% (事業費補正16%~44%、単位費用5%)	50%(公債費)

〇下水道事業債(通常分)及び公害防止事業債の交付税措置率の推移

公害財特法第4条・第5条、地方交付税法附則第5条の規定により、公害防止事業債については、通常の下水道事業債と比較して、特別の交付税措置が講じられている。

※ 50000 は交付税措置。下図の%は事業費補正等(単位費用等を除く)の算入率



資本費に係る交付税措置額の状況(全団体、平成25年度)

資料 2-6

(単位:億円)

1,974

1,751

1,883

2.224

2,789

3,065

3,069

2,931

		繰入額 A	交付税 措置額 *2 B	B/A	(参考) 料金水準 (円/20㎡·月) *3
	東京都	1,536	893	58.1%	1,97
Λ.	100人/ha以上 (東京都除<)	1,304	1,307	100.2%	1,75
公 共 下	100~75人/ha	1,618	1,415	87.5%	1,88
公共下水道	75~50人/ha	1,938	1,601	82.6%	2,22
Æ	50~25人/ha	3,414	2,407	70.5%	2,78
	25人/ha未満	630	373	59.2%	3,06
	特環、集排、浄化槽	2,178	1,132	52.0%	3,06
合計 *1		12,618	9,128	72.3%	2,93

^{*1} 流域・特公以外の下水道を対象とし、資本費の繰入金のうち高度処理費、普及特別対策分、臨時財政特例債等分、臨時措置分及び枠外債等分を除いている。

^{*2} 単位費用措置分を除く。

^{*3} 料金水準(円/20㎡・月)とは、各事業の一般家庭における20㎡あたりの使用料を単純平均して算定した値

資本費に係る交付税措置額の状況(公防債対象団体のみ、平成25年度)

	0	繰入額 A	交付税 措置額 *2 B	B/A
	東京都	1,536	893	58.1%
<i>A</i>	100人/ha以上 (東京都除く)	1,304	1,307	100.2%
共	100~75人/ha	1,596	1,404	88.0%
公共下水道	75~50人/ha	1,257	1,099	87.4%
Æ	50~25人/ha	1,039	784	75.5%
	25人/ha未満	36	24	66.7%
特環、集排	、浄化槽	95	115	120.6%
合計(東京	都除く) *1	5,327	4,733	88.8%

	,— · j:0:1 • /
(参 料金 (円/20 *	: 水準 ㎡·月)
	1,974
	1,751
	1,878
	2,112
	2,503
	2,625
	2,245
	2,162

^{*1} 流域・特公以外の下水道を対象とし、資本費の繰入金のうち高度処理費、普及特別対策分、臨時財政特例債等分、臨時措置分及び枠外債等分を除いている。

^{*2} 単位費用措置分を除く。

^{*3} 料金水準(円/20㎡・月)とは、各事業の一般家庭における20㎡あたりの使用料を単純平均して算定した値

資本費に係る交付税措置額の状況(公防債対象団体以外、平成25年度)

	0	繰入額 A	交付税 措置額 *2 B	B/A
	東京都	0	0	-
Λ	100人/ha以上 (東京都除く)	0	0	-
共	100~75人/ha	22	11	50.0%
公共下水道	75~50人/ha	681	502	73.7%
	50~25人/ha	2,375	1,623	68.3%
	25人/ha未満	594	349	58.8%
特環、集排	· 、浄化槽	2,083	1,017	48.8%
合計 *1		5,755	3,502	60.9%

(参考) 料金水準 ^(円/20㎡・月) *3
1,974
1,462
1,958
2,358
2,846
3,076
3,099
3,032

^{*1} 流域・特公以外の下水道を対象とし、資本費の繰入金のうち高度処理費、普及特別対策分、臨時財政特例債等分、臨時措置分及び枠外債等分を除いている。

^{*2} 単位費用措置分を除く。

^{*3} 料金水準(円/20㎡・月)とは、各事業の一般家庭における20㎡あたりの使用料を単純平均して算定した値